

学校の部活動に係る活動方針（令和3年1月21日策定）

阿久根市立阿久根中学校

基本方針

- 1 生徒が、自主的・自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をするとともに、生徒の健康状態を十分に把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。また、運営について保護者との連携を密に行う。
- 2 生徒の人権に十分に配慮するとともに、勝利至上主義に陥ることなく、部活動の楽しさやすばらしさを味合わせるような指導を行う。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）並びに、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動状況を学校だより、学校ホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全教職員で協力して担う。
- (4) 管理職は、部活動参観を定期的実施し、各部の活動内容の把握に努める。
- (5) 生徒や教職員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施し、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒の心身の管理（スポーツ管理、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）に努める。
- (2) 校長や部活動顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (3) 部活動顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い練習を自発的・積極的に行える生徒の育成に努める。
- (5) AEDや心肺蘇生法の講習を開催し、全ての部活動顧問に徹底を図る。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として、週当たり2日以上（平日1日、週休日に1日）の休養日を設定する。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休業日等は3時間程度とする。
- (3) 長期休業中は、連続する5日以上休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 朝の練習は、校長が認めた場合とし、職員会議等で了承を得た上で行うことができる。ただし、必ず顧問がつくこと（令和4年7月4日改訂、同年9月1日施行）。**

4 参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、参加する大会等を精査し、年間12回以内とする。